**山元町町営住宅等の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　山元町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称
　山元町町営住宅条例（平成九年山元町条例第十六号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
理事長　鈴木　秀人

**角田市営住宅等の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　角田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　市営住宅条例（平成九年角田市条例第二十二号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十二年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号
　宮城県住宅供給公社
理事長　鈴木　秀人

**県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　静岡県に代わって県営住宅（共同施設を含む。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅
　静岡県県営住宅条例施行規則（平成九年静岡県規則第三十三号）別表第一左欄に掲げる県営住宅

三　一で定める者が行う県営住宅の管理の内容
　(一)　法第四十七条第三項第一号から第三号までに掲げる権限（第一号に掲げる権限にあっては、入居者を公募することに限る。）を行うこと。
　(二)　静岡県県営住宅条例（昭和三十六年静岡県条例第二十六号）第三十七条第二項各号（第七号を除く。）に掲げる権限を行うこと。
　(三)　県営住宅の修繕に関する業務を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

**島田市営住宅等の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　島田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　島田市営住宅管理条例（平成十七年島田市条例第百四十一号）別表第一左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　(一)　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　(二)　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

**焼津市市営住宅等の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　焼津市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年焼津市条例第四十四号）別表第一中欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　(一)　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　(二)　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

**富士市営住宅等の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　富士市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
　富士市営住宅条例（平成九年富士市条例第三十二号）別表第一左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　(一)　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
　ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
　(二)　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　令和七年四月一日から
　令和十二年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
　静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
　静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

**第25期決算公告**

令和７年３月31日　東京都中央区八重洲一丁目４番16号
**株式会社東京建物リアルティ・インベストメント・マネジメント**
代表取締役社長　城﨑　好浩

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,965 | 流動負債 | 442 |
| 固定資産 | 174 | （賞与引当金） | (34) |
| 有形固定資産 | 15 | 固定負債 | 14 |
| 無形固定資産 | 15 | （役員退職慰労引当金） | (14) |
| 投資その他の資産 | 143 | 株主資本 | 2,675 |
| | | 資本金 | 350 |
| | | 資本剰余金 | 2,325 |
| | | 利益準備金 | 87 |
| | | その他利益剰余金 | 2,238 |
| | | （うち当期純利益） | (749) |
| | | 評価・換算差額等 | 8 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 8 |
| 資産合計 | 3,140 | 負債・純資産合計 | 3,140 |